

広島県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成二十年二月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十年二月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道中北川根線	安芸高田市高宮町川根字中津六七〇番地先から 安芸高田市高宮町川根字中津六七三番地先まで 安芸高田市高宮町川根字中津六五五番一地先から 安芸高田市高宮町川根字中津六五八番一地先まで 安芸高田市高宮町川根字中津六五九番一地先から 安芸高田市高宮町川根字中津六六四番一地先まで	平成二〇年二月十四日